

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第一 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令の一部改正

容積率の特例が適用される認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の敷地面積の規模を定めるものとする。
(第五条関係)

第二 宅地建物取引業法施行令の一部改正

一 広告の開始時期等を制限する許可等の処分に、特定行政庁による容積率の特例の許可を追加するものとする。
(第二条の五関係)

二 建物の売買等の際に説明が義務付けられる重要事項に、特定行政庁による容積率の特例の許可に関する事項の概要を追加するものとする。
(第三条第一項関係)

三 その他所要の改正を行うものとする。

第三 不動産特定共同事業法施行令の一部改正

一 広告の規制等に係る許可等の処分に、特定行政庁による容積率の特例の許可を追加するものとする。

と。

(第七条関係)

二 その他所要の改正を行うものとする。

第四 附則

この政令は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年二月二十日）から施行するものとする。

(附則関係)